

長崎市建設工事等競争入札参加 資格審査申請書提出の手引き (第24版)

○ 申請書類の提出時期

随時、受け付けております。

○ 申請の方法等

申請方法：①又は②のいずれかの方法により申請してください。

① 紙申請 … 申請書類を郵送又は持参してください。

② 電子申請 … 入札参加資格申請システムで申請入力後、提出書類のデータ（紙の書類をスキャンしたPDFファイル若しくは、Word又はExcelファイル）を併せてシステムで送信してください。（データでの送信ができない場合は郵送又は持参も可。ただし**押印必要**としている書類については、原本（紙）の郵送又は持参が必要です。）

※できるだけ電子申請により申請くださいますようお願いいたします。

電子申請の場合、次のメリットがあります。

<電子申請のメリット>

- ・ 入力チェック機能…入力漏れや誤入力を防ぐことができます。
- ・ 申請書や提出書類の不備等があった時に、システム上で修正や追加提出のやりとりができ、迅速な手続きが可能です。
- ・ 郵送の手間や費用の削減が図れます。

送 付 先 : 〒 8 5 0 - 8 6 8 5

長崎市魚の町4番1号

長崎市財務部契約検査課総務係

※持参の場合の受付時間は、8時45分から17時30分までです。

（12時から13時を除く。）

※申請書類は、提出書類一覧表の順番に並べて提出してください。

（ファイル綴じなどをする必要はありません。）

○ 認定時期

契約検査課において申請書類を受領した日（書類に不備がある場合、受領ができません。すべての書類に不備なく受領ができた日が受領した日となります。）の翌々週の月曜日

※詳細については、13ページ「有資格業者の認定」をご覧ください。

○ 認定に係る入札参加資格の有効期限

申請に係る決算日から1年7か月

お問い合わせ

長崎市財務部契約検査課総務係

電 話 : 095-829-1160 (直通)

ファックス : 095-829-1129

受付時間 : 8:45~17:30 (12:00~13:00を除く)

長崎市及び長崎市上下水道局が発注する建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の競争入札に参加を希望される方は、次の要領により資格審査申請書を提出してください。

1 提出資格

- (1) 測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者については、営業に関し、法律上必要とする資格を有する者
- (2) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者
- (3) 長崎市契約規則第2条第2項各号に該当すると認められない者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 長崎市の市税を滞納していない者
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつて、個人住民税の特別徴収を行っている者

※長崎市契約規則第2条

- 1 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号に掲げる者を参加させることができない。この場合において、同項第3号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号中「指定暴力団員」とあるのは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員」と読み替えるものとする。
- 2 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ⑦ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 資格審査基準日

直近の決算日とします。

3 地域区分

- (1) **市内業者** 市内に営業所等（本市と常時契約を締結することができる事務所又は事業所をいう。以下同じ。※1）を有する法人（市内に本店（※2）を有するものに限る。）であって、かつ、次のアからウまでのいずれかに該当するもの又は市内に住民票上の住所を有する個人であって、市内において営業を営むもの（それぞれ市内における営業年数が1年以上あるものに限る。）
- ア 従業員数の合計のうち市内の事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）における従業員数の占める割合が5割を超える者（従業員数の合計が2人のときは、5割以上である者）
- イ 本市を含む3以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に事業所等を有しており、当該市町村の中で、市内の事業所等の従業員数が最も多い者（本市と本市以外の市町村の従業員数が同数で最も多い者を除く。）
- ウ 市内の事業所等における従業員数が50人を超えるもの
- (2) **認定市内業者** (1)以外の法人で、市内に本市と常時契約を締結することができる営業所等を有し、市内の事業所等の従業員数が50人を超えるもの（市内における営業年数が5年以上あるものに限る。）
- (3) **準市内業者** 市内に営業所等を有する(1)以外の法人（市内に本店を有するものに限る。）又は市内に営業所等を有する(2)以外の法人であって当該営業所等における従業員数が1人以上であるもの（それぞれ市内における営業年数が1年以上あるものに限る。）
- (4) **市外業者** (1)から(3)まで以外の法人又は個人

※1 本市と常時契約を締結することができる事務所又は事業所とは、次のいずれも満たす事務所等とする。

- ア 当該事務所等において、契約締結に関する権限を委任されており、請負等の契約の見積り、入札、契約の締結に係る実態的な行為を行っていること。
- イ 当該事務所等において、営業を行うべき場所を有し、電話、ファクシミリ、机、キャビネット等の必要な什器備品を備え、事業活動の実態があること。
- ウ 当該事務所等において、従業員が勤務していること（原則として、当該事務所又は事業所において、休日その他勤務を要しない日を除き、勤務予定表等で定めた計画のもとに、その職務に従事していること）

※2 本店とは、法人における登記簿上の本店をいう。

4 書類提出上の注意事項

(1) 「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書～建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等～」により提出してください。

＜紙申請の場合＞指定様式により提出して下さい。

＜電子申請の場合＞入札参加資格申請システムに入力し提出して下さい。

(2) 提出部数は1部です。

(3) 長崎市及び長崎市上下水道局の登録に係る申請となります。

申請書類の受付は長崎市財務部契約検査課で行いますので、長崎市上下水道局に提出する必要はありません。

(4) 申請書類は、次のとおり提出してください。

＜紙申請の場合＞別紙「提出書類一覧表」のとおり番号順に並べて提出してください。

＜電子申請の場合＞入札参加資格申請システムの申請に、次のとおり提出書類のデータを添付して提出してください。

- ・複数の種類の提出書類を1つにまとめたファイル(複数の書類を1つのPDFファイルにして保存したものなど)により提出する場合は、別紙「提出書類一覧表」の番号順にまとめた状態で保存し、ファイル名を「添付書類一式」として添付してください。
- ・提出書類ごとにファイルを添付する場合は、添付する書類の内容がわかるファイル名で添付してください。
(例) 登記事項証明書、登録通知書、完納証明書、納税証明書 等
- ・押印必要としている書類については、原本(紙)の郵送又は持参が必要です。

(5) 記入に当たっては、ボールペン等、消しゴムで消せないものを使用してください。(パソコン入力も可)

5 書類作成上の注意点

(1) 「1. 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書～建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等～」

○ 様式中の「*」は記入しないでください。

① 申請者(本社)

- 本店(本社)の代表者の氏名を記入してください。
- 本社とは、常時契約を締結することができる事務所又は事業所をいいます。
- 氏名には必ずフリガナを記入してください。
- 役職名のフリガナの記入は不要です。

- メールアドレスには、受信可能なメールアドレスを登録してください。（本市からの入札参加資格等に関する連絡用として使用します。）

② 受任者

- 本店（本社）以外で入札、見積り及び契約締結等を行う場合記入してください。
- この欄を記入した場合、委任状（本市指定様式）の提出（原本は郵送）が必要です。
- 氏名には必ずフリガナを記入してください。
- 役職名のフリガナの記入は不要です。
- メールアドレスには、受信可能なメールアドレスを登録してください。（本市からの入札参加資格等に関する連絡用として使用します。）

③ 営業所等

- 長崎市内に支店（支社）・営業所等がある場合記入してください。ただし、申請者又は受任者が長崎市内にある場合は記入不要です。

④ 従業員数（市外業者を除く。）

- 「全従業員数」には、給与の支払いがある従業員数の合計を記載してください。記載する人数は次のとおりです。

1 法人住民税の申告実績のある法人

- (1) 長崎市内のみに事業所がある法人 長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第20号様式の「長崎市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の「合計」欄に記載の人数
- (2) 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人 長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第20号様式の「分割基準/当該法人の全従業者数」の「合計」欄に記載の人数

2 法人住民税の申告実績のない法人

申請日現在の全従業員数

※ 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人で、法人設立後、各月末（調査票提出月については、当該提出日）の従業員数における最大の人数が最小の人数の2倍を超える事業所があるときは、当該事業所の従業員数は、月平均（申請日の属する月は1月として計算）の従業員数を記載してください。

- 「市内事業所等従業員数」には、給与の支払いがある従業員数の合計を記載してください。記載する人数は次のとおりです。

1 法人住民税の申告実績のある法人

- (1) 長崎市内のみに事業所がある法人 長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第20号様式の「長崎市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」の「合計」欄に記載の人数
- (2) 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人 長崎市に提出した直近の法人市民税確定申告書第20号様式の「分割基準/左のうち長崎市分の従業者数」の「合計」欄に記載の人数

2 法人住民税の申告実績のない法人

申請日現在の市内従業員数

※ 長崎市内及び長崎市外に事業所がある法人で、法人設立後、各月末（調査票提出月については、当該提出日）の従業員数における最大の人数が最小の人数の2倍を超える事業所があるときは、当該事業所の従業員数は、月平均（申請日の属する月は1月として計算）の従業員数を記載してください。

⑤ 連絡先

- 記載内容についてお尋ねする場合がありますので、内容を把握されている方の氏名及び連絡先を必ず記入してください。

⑥ 申請代理人

- 行政書士等が代理申請する場合記入してください。

⑦ 経営の状況

- 「決算日」は、直近の決算日を記入してください。
- 「資本金」は、申請者が法人である場合のみ、資本金を記入してください。
- 「営業年数」は、競争入札参加資格希望業種に係る事業の開始日から審査基準日（直近の決算日）までの期間を記入してください（1年未満切捨て）。なお、2業種以上のときは、最も早い開始日から記入してください。
- 「職員数」は、申請日現在において常時雇用している従業員のうち、専ら、測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員数を記入してください。

⑧ 入札参加希望業種

- 入札参加を希望する業種の「希望」欄及び部門別の「希望」欄にチェックしてください。
- ※のついた業種については、測量法・建築士法・不動産の鑑定評価に関する法律により登録を受けている場合のみ希望することができます。登録証明書又は登録通知書の「登録番号」及び「登録年月日」を記入してください。
- 希望する業種のうち、国の建設コンサルタント登録規程・補償コンサルタント登録規程・地質調査業者登録規程に基づいて登録を受けている部門については、登録証明書又は登録通知書の「登録番号」及び「登録年月日」を記入してください。

⑨ 実績高

- 資格審査基準日（直近の決算日）以前2か年間の年間平均実績高を競争入札参加資格希望業種ごとに記入してください。（入札参加を希望する業種のみ）

⑩ 業務実績

- 長崎市、長崎市上下水道局、国、他の地方公共団体等と契約を締結し、資格審査基準日（直近の決算日）の2年前の日の翌日から申請日までの間に完了検査がなされた業務の実績（50万円超）がある場合「有」にチェックしてください。

⑪ 有資格者数一覧表

次の点に注意のうえ記入してください。

- 1 申請日現在の有資格者数を記入すること。（常時雇用している従業員の実人数を記入すること。他企業への出向職員等は計上しないこと。）
- 2 「有資格者数」の欄は、次の場合を除いて、各資格を有する技術者ののべ人数を記入すること。
 - ・技術士の欄は、1人の者が部門及び同選択科目である総合技術監理部門の資格をどちらも有している場合は、「1」と計上すること。
 - ・地質調査技士及び補償業務管理士の欄は、1人の者が複数の部門の資格を有している場合は、「1」と計上すること。
 - ・1人の者が1級建築士と2級建築士、測量士と測量士補など類似資格の両方を有している場合は、上位資格（1級建築士、測量士など）のみ計上すること。
- 3 資格者が複数の業者に属する場合は、当該資格に対応した業務を主に行っている業者でのみ計上すること。（重複計上の禁止）
- 4 公共用地取得実務経験者とは、国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する技術者をいう。
- 5 R C C M（シビルコンサルティングマネージャ）とは、（一社）建設コンサルタンツ協会の「R C C M登録簿」に登録し、「登録証」の交付を受けている者をいう。
- 6 有資格者数については、技術者経歴書と整合させること。

⑫ 管理技術者となり得る資格者一覧表 **市内業者又は認定市内業者のみ**

- 土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントに登録を希望する場合にのみ提出してください。
 - 次の点に注意して、別紙「管理技術者となり得る資格者一覧表（記載例）」を参照のうえ記入してください。
- 1 入札参加を希望する業種区分についてのみ記入すること。
 - 2 「資格者実数」の欄は、それぞれの「業種区分（細別）」ごとに、いずれかの資格を有する技術者の実数を記載し、「資格者氏名」の欄に氏名を記入すること。
 - 3 「資格者実数」の欄のそれぞれのマスごとの重複は可とする。
注：②に記載された技術者は、①及び③にも必ず計上される。
 - 4 資格者が複数の業者に属する場合は、当該資格に対応した業務を主に行っている業者でのみ計上すること。（重複計上の禁止）
 - 5 「下水道法で規定する設計者等の資格」とは、下水道法第22条第1項及び下水道法施行令第15条による資格であり、実務経験年数区分は下水道法施行令第15条の場合分けによる。
 - 6 技術士、R C C M（シビルコンサルティングマネージャ）、地質調査技士、補償業務管理士については部門を問わない。（④地質調査のR C C Mは、地質部門又は土質及び基礎部門に限る。）
 - 7 認定技術者とは、建設コンサルタント登録規程又は地質調査業者登録規程により登録されている業者において、それぞれの部門の登録規程における技術管理者として国土交通大臣から認定された者をいう。
 - 8 R C C M（シビルコンサルティングマネージャ）とは、（一社）建設コンサルタンツ協会の「R C C M登録簿」に登録し、「登録証」の交付を受けている者をいう。

- 9 「実務経験」とは、それぞれの業務区分・細別における技術上の実務経験とし、「技術者経歴書」と整合させること。

※ただし、細別「①下水道業務以外」の実務経験には下水道業務の実務経験を
含む。

(2) 「2. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」（写し可）

- 申請者が法人である場合は、履歴事項全部証明書を提出してください。
- 申請書の提出日以前3か月以内に証明されたものを提出してください。

(3) 「3. 代表者の

①本籍地市区町村が発行する『身元証明書』及び

②東京法務局が発行する『登記されていないことの証明書』」（写し可）

- 申請者が個人事業主である場合に提出してください。
- 申請書の提出日以前3か月以内に証明されたものを提出してください。

(4) 「4. 1年以上市内で事業を継続していることが確認できる書類」（写し可）

市内業者のみ

（書類の例）

- ・ 税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しなど
- ・ 長崎市に申告した法人の設立（設置）申告書の写しなど（法人のみ）

(5) 「5. 代表者の住民票の写し」（写し可） **市内業者のみ**

- 申請者が個人事業主である場合に提出してください。
 - 申請書の提出日以前3か月以内に証明されたものを提出してください。
- ※ 認定後に住所が変更になった場合は、最新の住所が確認できるものを提出してください。

(6) 「6. 委任状」（本市指定様式）

押印必要 ※電子申請の場合も、原本を提出してください。

- 本社以外（支店・営業所）で、入札、見積り及び契約締結等を行う場合に提出してください。
- 長崎市指定の様式（別紙）を使用してください。

- 右上は、記入日（提出日）、委任開始日は手続きについて委任した日付を記入してください。

(7) 「7. 使用印鑑届」（本市指定様式）

押印必要 ※電子申請の場合も、原本を提出してください。

- 資格認定後において、長崎市及び長崎市上下水道局との手続き（入札、契約、代金請求等）に使用する印鑑となりますので、届書に押印する印鑑は誤りのないようにしてください。（実印でなくても構いません。）
- 使用印鑑として登録する印鑑は、代表者（委任する場合は受任者）を表す印を登録してください。（法人の場合は、商号及び代表者の役職名が入っている印鑑を押印してください。会社名の角印などは必要ありません。）
- シャチハタ印、ゴム印、指輪印など変形しやすいもの、縁が欠けたもの、磨耗したもの、流込み、機械彫は使用しないこと。
- 住所、商号又は名称、代表者役職及び氏名欄は、本社名で記入し、本社代表者印を押印してください。
- 長崎市指定の様式（別紙）を使用してください。

(8) 「8. 法人市民税確定申告書（第20号様式）の写し」（市外業者を除く。）

- 直近で長崎市に申告したものを提出してください。

(9) 「9. 法人市民税課税標準の分割に関する明細書（第22号の2様式）の写し」

- 2以上の市区町村に事業所等を有する市外業者以外の業者のみ提出してください。
- 直近で申告したものを提出してください。

(10) 「10. 5年以上市内で事業を継続していることが確認できる書類」 **認定市内業者のみ**

（書類の例）

- ・ 本市へ申告した直近5年分（申請日の5年前以前の直近の決算日に係るものまで）の法人市民税確定申告書の写し
- ・ 当該事業所等の建物を5年以上当該法人が所有している場合において、当該建物の登記事項証明書の写し
- ・ 当該事業所等の建物を5年以上当該法人が賃貸借している場合において、当該期間の賃貸借契約書の写し

(11) 「11. 個人住民税の特別徴収の実施の有無を確認できる書類」(市外業者を除く。)

○ 市内業者、認定市内業者又は準市内業者として登録する場合は、長崎市又は長崎市隣接市町において従業員の特別徴収をしている必要があります。

○ 市内業者、認定市内業者又は準市内業者は次の書類を提出してください。

ア 長崎市で特別徴収を実施している場合

- ・長崎市の個人市民税・個人県民税(特別徴収)領収証書の写し(申請月の前々月以後の納期限のもの。(当該期間の課税額が0の場合は、申請日の属する年度の長崎市市民税・県民税税額決定通知書の写し(以下「税額決定通知書」という。))を提出してください。
- ・課税額が0であるために領収証書の写しを添付できない場合などは、税額決定通知書を提出してください。

イ 長崎市で特別徴収を実施しておらず、他の市区町村で実施している場合

- ・個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(第13号様式)及び長崎市に最も近い他の市町村の特別徴収領収証書の写し(申請月の前々月以後の納期限のもの。(当該期間の課税額が0の場合は、税額決定通知書))などを提出してください。

ウ 長崎市在住の従業員がいるが、特別徴収を実施していない場合

- ・個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(第13号様式)を提出してください。
- ・特別徴収義務がある方は、速やかに本市市民税課へ特別徴収切替届を提出し、税額決定通知書の写しを提出してください。

エ 長崎市在住の従業員がおらず、他の市区町村においても特別徴収を実施していない場合

- ・個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(第13号様式)及び特別徴収実施確認に係る従業員一覧表(第13号様式の2)を提出してください。
- ・従業員一覧表に記載する住所は、市区町村名までで構いません。
- ・法人市民税確定申告書第20号様式に記載の全ての人数について記載してください。

※ このほか、確認のために必要な書類を求める場合があります。

○ 市民税・県民税の特別徴収については、長崎市財務部市民税課(電話:095-829-1427)へお問い合わせください。

(12) 「12. 登録証明書又は登録通知書等の写し」

○ 営業に関し、登録を有する場合において、次の書類とします。

登録証明書等の種類	備考
測量法、建築士法又は不動産の鑑定評価に関する法律に基づき登録を受けていることを証する書類 また、測量については、併せて、本市に登録する事業所が測量法の営業所の届出をしていることを確認できる「測量士名簿記載事	会社として必ず登録が必要

項証明書」 (市内に入札・契約締結権限を委任する支店等を登録する業者のみ)	
国の建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程に基づき登録を受けていることを証する書類、その他の業種にあつてはこれらに準ずる書類	任意登録

(13) 「13. 長崎市の市税を滞納していない旨の証明書(完納証明書)」(写し可)

- 長崎市内に本店(本社)、支店(支社)又は営業所等を有する場合に提出してください。
- 証明書は、法人の場合は本店名義のものを、個人事業主の場合は代表者個人名義のものを提出してください。
- 申請書の提出日以前3か月以内に証明されたものを提出してください。
- 長崎市中心地域センター(本館1階)等にて証明します。

(14) 「14. 消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書

法人(納税証明書その3又はその3の3)

個人(納税証明書その3又はその3の2)」(写し可)

- 申請書の提出日以前3か月以内に証明されたものを提出してください。
- 本店(本社)の所在地の所轄税務署にて発行していますので、そちらへ請求してください。
- ※ 納税証明書の請求は、e-Taxによるオンライン請求もできます。

詳しくはこちら (http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)。

(15) 「15. 業務の実績を証明する書類(建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等に限る)」(入札保証金を要する案件で、入札保証金の免除を希望する場合のみ)

- 長崎市、長崎市上下水道局、国、他の地方公共団体等と契約を締結し、資格審査基準日(直近の決算日)の2年前の日の翌日から申請日までの間に完了検査がなされた50万円超の業務が対象となります。
- 履行証明書、完了確認書又は契約書(業務名、履行期間又は検査日、契約金額の記載があり、発注者の印が押されているもの)の写し若しくはテクリスの登録内容確認書(完了登録)を提出してください。
- 共同企業体による業務の場合は、共同企業体協定書の写しを添付してください。

- 実績件数は1件分（業種は問いません）提出してください。

(16) 「16. 技術者経歴書」（本市指定様式）

- 本市指定様式を原則としますが、記載内容が同様である場合は、別様式でも構いません。
- 次の点に注意のうえ記入してください。
 - 1 申請日現在の有資格者の状況を記入すること。
 - 2 「学校の種類」の欄は、大学、短期大学（高等専門学校）、高等学校等の別を記入すること。
 - 3 「法令による免許等」の欄は、「⑪有資格者数一覧表」に示す資格名称等を記入すること。（技術士、補償業務管理士など専門分野に資格が分かれている場合は、選択科目・部門等まで記載すること。）
 - 4 「実務経歴」の欄は、「法令による免許等」の欄に記載された資格等に対応する業務等で、実際に従事した代表的なものを最近のものから記入すること。
 - 5 長崎市内に本店（本社）を有する業者は、次の点に注意してください。
 - ・ 「法令による免許等」の欄は、「⑪有資格者数一覧表」及び「⑫管理技術者となり得る資格者一覧表」に示す資格名称等を記載すること。
 - ・ 実務経験により管理技術者となり得る技術者の場合、「法令による免許等」の「名称」の欄には実務経験を有する業種区分（細別）の名称を、「取得年月日」の欄には経験年数を記入すること。（下水道業務の場合は、下水道法施行令第15条の“第〇号”に該当するかを記入すること。）
 - ・ なお、「土木関係建設コンサルタント（土木設計委託業務）」の「下水道業務」については、「下水道業務以外」における資格も必要となるので注意すること。（記載例を参照のこと）

(17) 「17. 測量、建設コンサルタント業務等実績調書」（本市指定様式）

市内業者のみ

- 本市指定様式を原則としますが、記載内容が同様である場合は、別様式でも構いません。
- 記入に当たっては、様式内の【記入上の注意】を参照のうえ作成してください。

(18) 「18. 住所又は所在地のわかる地図及び事務所の写真」（市外業者を除く。）

- 長崎市内に本店（本社）を有する場合は、主たる営業所に係る分を、長崎市内に入札・契約締結権限を委任する支店等を登録する場合はその営業所に係る分を提出してください。
- 看板、標識及び事務所の内外の状況がわかる写真を2～3枚提出してください。

(19) 「19. 資本・人的関係届出書」(本市指定様式)

押印必要

※電子申請の場合も、原本を提出してください。

- 資本関係、人的関係その他これらと同視しうる関係がある場合で、相手方が長崎市の登録業者である場合に記入してください。資本・人的関係については、ホームページに掲載している「資本・人的関係判定基準」等をご確認ください。
- 長崎市に登録のある組合等に所属する場合は、当該組合(組合が登録申請する場合にあっては、その構成員のうち登録業者)を記入してください。
- 代表者を表す印を押印してください。(法人の場合は、商号及び代表者の役職名が入っている印鑑を押印してください。)

(20) 「20. 返信用封筒」

＜紙申請の場合＞

申請受付に係る「受領票」と認定に係る「入札参加資格認定通知書」及び「ログインID・パスワードのお知らせ」を送付しますので、2部提出してください。なお、「受領票」の送付を希望しない場合や申請書類を直接窓口へ持参される場合は、1部提出してください。

＜電子申請の場合＞

認定に係る「入札参加資格認定通知書」及び「ログインID・パスワードのお知らせ」を送付しますので、1部提出してください。(認定通知書については、入札参加資格申請システム上でも交付します。)また、申請受理については、電子メールにより申請を受理した旨の連絡を行います。紙の「受領票」の送付を希望する場合は、返信用封筒1部を追加して提出してください。

- 封筒の大きさは「長3」とし、110円切手(※)を貼付し、宛先を記入してください。(宛先として記入できるのは、「申請者」、「受任者」及び「申請代理人」のみとなります。)

(※) 提出した申請書類が令和6年9月20日(金)までに契約検査課で受領される見込みの場合(9月30日(月)に認定通知書発送予定)は、84円切手で可。9月20日より後に受領された場合、10月7日(月)以後に認定通知書を発送しますので、84円切手貼付の返信用封筒を提出されていた場合は、郵便受取時に不足額をお支払いください。

6 有資格業者の認定

- (1) 認定日は、契約検査課において申請書類を受領した日の翌々週の月曜日です。

※ 書類に不備がある場合、受領ができません。すべての書類に不備なく受領ができた日が受領した日となります。また、閉庁日に届いた書類又はデータは翌営業日以後の受付となります。

※ 月曜日が閉庁日の場合は、翌営業日となります。

- (2) 認定日において、前記の提出資格を有しなくなったと認められるとき、若しくは提出書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合は、認定しません。

7 受領書の交付

受領票の交付を希望する場合は、「提出書類一覧表」から「受領票」を切り取り、提出書類と一緒に提出してください。申請書類を受領しましたら受領票を交付します。

8 参加資格認定通知

- (1) 認定された方へは、「一般競争（指名競争）入札参加資格認定通知書」により通知します。必ず内容をご確認ください。
- (2) 同通知書には「次回更新期限」等、重要な情報を記載しておりますので、大切に保管してください。

9 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、次の場合に該当するときは、速やかに「一般競争（指名競争）入札参加資格登録辞退届」又は「一般競争（指名競争）入札参加資格変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等）」（ただし、資本・人的関係が変更となった場合は、「資本・人的関係届出書」）を長崎市理財部契約検査課に提出してください。

- 辞退届、変更届及び資本・人的関係届出書は、長崎市の指定様式を使用し、郵送又は持参により提出してください。（辞退届及び変更届は電子申請でも提出できます。）

(1) 申請者が次に該当した場合

- ① 廃業したとき
- ② 破産等をしたとき
- ③ 法人が合併又は分割等をしたとき
- ④ 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき

(2) 申請者が次の事項を変更した場合

- ① 商号又は名称
- ② 住所又は所在地
- ③ 代表者又は受任者（法人にあっては役職名を含む。）
- ④ 電話番号又はファクシミリ番号
- ⑤ 使用印鑑
- ⑥ 測量法、建築士法又は不動産の鑑定評価に関する法律に基づく登録の更新

又は廃止（登録業種に限る。）

⑦ 資本・人的関係

10 再認定 ※紙申請のみ

地域区分の変更が生じる場合は、再認定を受けることができます。再認定を受ける場合は、再認定申請書（添付書類を含む。）を長崎市理財部契約検査課に郵送又は持参により提出してください。

認定日は、契約検査課において申請書類を受領した日の翌々週の月曜日です。

※ 月曜日が閉庁日の場合は、翌営業日となります。

※ 書類に不備がある場合、受領ができません。すべての書類に不備なく受領ができた日が受領した日となります。また、閉庁日に届いた書類又はデータは翌営業日以後の受付となります。

第1版：平成17年5月1日
第2版：平成18年5月1日改訂
第3版：平成19年7月31日改訂
第4版：平成20年4月1日改訂
第5版：平成21年4月1日改訂
第6版：平成21年9月1日改訂
第7版：平成21年12月7日改訂
第8版：平成22年9月1日改訂
第9版：平成24年4月1日改訂
第10版：平成28年4月1日改訂
第11版：平成29年10月3日改訂
第12版：令和元年9月18日改訂
第13版：令和元年10月1日改訂
第14版：令和元年11月1日改訂
第15版：令和元年12月27日改訂
第16版：令和2年2月26日改訂
第17版：令和2年12月28日改訂
第18版：令和3年3月24日改訂
第19版：令和3年5月11日改訂
第20版：令和4年3月24日改訂
第21版：令和4年9月22日改訂
第22版：令和5年1月6日改訂
第23版：令和6年3月31日改訂
第24版：令和6年9月6日改訂